

平成19年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人 富山大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

I. 平成19年度の経緯

平成19年度においては、以下のとおり国立大学法人富山大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

平成19年4月1日 調達方針を策定・公表

II. 調達実績の概要

1. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品等の調達については別表1、公共工事については別表2のとおりである。

（1）物品関係

①目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する基準を満たす物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て調達目標を100%としていたところであるが、一部の品目については基本方針の判断の基準を満たすものを調達することができなかった。

②調達目標を達成できなかった理由等

物品等関係で調達目標を達成できなかった主な理由としては、業務上必要とされる機能、性能上の必要性から、特定調達品目の判断基準を満足する規格品がなかったことなどの理由によるものである。

（2）公共工事

①目標達成状況等

建築工事では、アスファルト混合物、路盤材、ビニール系床材、配管材、タイル及び衛生器具を100%使用した。その他、蛍光灯照明器具、蛍光ランプ、空調機器について特定調達品を使用した。

②その他

公共工事の構成要素である資材、建設機械等の使用にあたっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げる資材、建設機械を使用した公共工事の調達を推進した。

2. 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

調達する品目に応じて、できる限りグリーン購入法に適合した物品を選定の上、調達を実施した。また、グリーン購入法適合商品が存在しない場合であっても、エコマーク等の環境ラベルが表示され、環境保全に配慮されている物品を調達することに努めた。

3. その他の物品、役務の調達等に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身がグリーン購入法を推進するよう働きかけるとともに、上記2.において記載したとおり、調達する品目に応じてグリーン購入法適合商品が存在しない場合であっても、エコマーク等の環境ラベルが表示され、環境保全に配慮されている物品を調達するように配慮した。

4. 当該年度調達実績に関する評価

平成19年度の調達については、調達率が100%を達成した品目がある一方、教育、研究等の業務実施上の事情により、物品等の調達率が目標に達しなかった品目もあることから、平成20年度以降の調達においては、調達目標値を達成した品目が更に増えるよう環境物品等の調達の推進を図り、教育研究上の事情を考慮しつつ、積極的に環境物品の調達の推進に努めることとする。

・別表1 平成19年度特定調達品目調達実績取りまとめ表

・別表2 平成19年度特定調達品目(公共工事)調達実績概要

本件に対する窓口

物品関係 財務部経理グループ契約チーム	電話 076-445-6045
公共工事 施設企画部施設企画グループ施設企画チーム	電話 076-445-6067